

地域の先進的な観光推進事業費補助金 概要

1 内容

市町及び観光振興を目的として活動し、地域の活性化に寄与する民間団体から、地域の先進的な観光推進事業※の企画提案を募集し、内容が適当と認められるものに対し、事業実施に係る経費の一部を補助金として交付する。

※「地域の先進的な観光推進事業」とは

県内各地域における観光客の滞在の促進や満足度と利便性の向上につながる受入態勢の充実・強化を推進する事業又は、県内の観光地や地域資源の情報を県内外に広く発信する事業のうち、他の市町等の参考となるような先進性のある新規事業もしくは既存事業をリニューアルする事業のこと。

2 応募対象者

◆ 次のいずれかに該当する団体とする。

- ・ 市町
- ・ 観光振興を目的として活動し、地域の活性化に寄与する民間団体

3 応募事業

◆ 県内各地域における観光客の滞在の促進や満足度と利便性の向上につながる受入態勢の充実・強化を推進する事業又は、県内の観光地や地域資源の情報を県内外に広く発信する事業のうち、他の市町等の参考となるような先進性のある新規事業もしくは既存事業をリニューアルするもの。

ただし、施設整備又は備品等の取得のみを目的とする事業は対象外とする。

◆ 同一事業について補助金などを受けていない（受ける予定がない）もの。

◆ 令和6年2月28日までに完了するもの。

＜これまでに採択された事業＞ () 内は主な補助対象経費

- ・ 県のアートの歴史に関するトークイベント（ゲスト謝金、印刷費、会場費）
- ・ こんびら表参道のまち歩きガイドツアー（ポスター制作費、人件費）
- ・ 地域限定クーポンの発行（クーポン印刷費）

4 補助内容

◆ 補助金額等

- ・ 補助率：補助対象経費の3分の2以内
- ・ 補助上限額：30万円

算出した補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる。

※ただし、勉強会・セミナー等の開催は1事業当たり100千円

◆ 補助対象経費

賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費（広報経費）、委託料、使用料、賃借料、工事請負費（会長の認めた小規模なものに限る。）、備品購入費、その他会長が特に必要と

認めた経費

5 応募方法

◆ 提出書類一覧（申請団体ごとに、○のある書類を提出すること。）

提出書類	申請団体		
	市町	法人格を有する 民間団体	法人格を有しない 民間団体
補助金交付申請書 (様式第1号)	○	○	○
事業計画書（別紙1）	○	○	○
収支計画書（別紙2）	○	○	○
推薦書（様式第2号）	—	○	○
定款及び登記事項証明書※	—	○	—
規約等※	—	—	○

※ 写しの場合、原本証明をすること。

◆ 応募期日

令和5年10月31日（火）17時まで

※応募期間中、毎月末を応募〆切日とさせていただきます。

※原則、応募いただいた月の翌月末を目途に審査結果の可否をお伝えします。

※予算が無くなり次第、応募を終了させていただきます。

※応募期日を過ぎての応募は、予算の執行状況によりますが、令和6年2月28日までに事業執行完了を前提として、受付の可否を協議させていただきます。

◆ 問い合わせ先（提出先）

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

わがかがわ観光推進協議会事務局（香川県観光振興課内） 沢井

TEL：087-832-3361

FAX：087-835-5210

E-mail：sc7386@pref.kagawa.lg.jp